



平成18年5月22日

各 位

会社名 不二サッシ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 嵯 峨 明  
(コード番号 5940 東証・福証)  
問合せ先 執行役員 管理本部長 柳澤 孝司  
(TEL: 03-5745-1210)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第25期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

- (1) 周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、現行定款第4条に定める公告の方法を電子公告に変更するものであります。また、併せて不測の事態により電子公告ができないときの公告方法を定めるものであります。(変更案第5条)
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、会社法上の用語との整合性の確保、定款にその定めがあるものとみなされる事項についての明確化、その他会社法に対応して所要の変更を行うものであります。その主な内容は、次のとおりであります。

当社の機関の位置づけを明確にするため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。

株券発行会社である旨を明記するため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。

取締役会決議により、自己の株式の取得を可能とするため、変更案第8条(自己の株式の取得)を新設するものであります。

単元未満株主の権利を制限し、単元未満株主の管理の効率化を図るため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

現行定款第9条の「名義書換代理人」は、「株主名簿管理人」に名称が改められるほか、株主名簿管理人に新たに新株予約権原簿に関する事務を委託することなどを、変更案第12条に規定するものであります。

種類株式に関する規定について、変更案第2章の2(優先株式、変更案第12条の2乃至第12条の5)および変更案第18条の2(種類株主総会)のとおり、所要の変更を行うものであります。

株主総会の開催地が自由化されたことに伴い、多くの株主の皆様が株主総会へご出席いただくことの利便性および株主総会の円滑な運営等を踏まえ、開催地の範囲を規定するため、変更案第13条(招集の時期及び開催地)第2項を新設するものであります。

インターネットを活用することにより、株主の皆様へ、より迅速かつ効率的に株主総会関係情報を開示、提供できるようにするため、変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

株主総会における議決権の代理行使に際して、代理人の数および代理権を証明する方法を明確にするため、変更案第18条（議決権の代理行使）に所要の変更を行うものであります。

事業戦略を継続的に遂行し、中・長期的に企業価値を高めていくためには、一定の経営の安定性が重要と判断されることから、取締役の解任決議の要件を従前同様とするため、変更案第21条（取締役の解任方法）を新設するものであります。

取締役会の機動的、効率的運営のため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とするため、変更案第28条（取締役会の決議の方法）第2項を新設するものであります。

監査役補欠者の選任決議の効力につき、相当の期間を定めるため、変更案第31条（監査役および監査役補欠者の選任方法）第3項に所要の変更を行うものであります。

社外監査役および会計監査人が、それぞれ期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役および会計監査人との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を規定するため、変更案第36条（監査役の責任免除）第2項および変更案第6章（会計監査人の責任 変更案第37条）を新設するものであります。

毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（期末配当金）および毎年9月30日を基準日とする剰余金の配当（中間配当金）を、変更案第39条（剰余金の配当）に定めるものであります。

引用する条文を会社法の相当条文に変更するとともに、用語を会社法で使用される用語に変更を行うものであります。

(3) 上記のほか、条数の変更、表現形式の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日（木）

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日（木）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は不二サッシ株式会社と称し、 英文ではFUJISASHI CO., LTD. と称す。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) サッシその他の建築材料並びに建築金物類の 製造、販売、施工 (2) 各種アルミニウム製品並びにその製造用機械 ・設備の製造、販売、施工 (3) 建設業並びにこれに関連する機器資材類の製 造、販売 (4) 建築物並びにこれに付帯する施設の清掃、維 持管理 (5) 産業廃棄物、一般廃棄物及びこれに類する廃 棄物の処理、再生並びに環境保全用機器・設 備の製造、販売、施工 (6) 情報処理システムの開発、販売並びにコンピ ューター及びその関連機器の販売、賃貸 (7) 前各号に掲げる製品及びその製造用機械・設 備等の輸出入業務並びに海外に対する設計・ 製造・施工管理に関する技術指導 (8) 倉庫業 (9) 土地の造成、分譲並びに不動産の売買、賃 貸、仲介、管理、評価鑑定 (10) 娯楽施設、運動施設、駐車場の管理、運営 (11) 飲食業 (12) 前各号に付帯又は関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は本店を神奈川県川崎市に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は東京都において発行する日本 経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p>(会社が発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、1 億 6000 万株とし、このうち、1 億 5300 万株は普 通株式とし、100 万株は第 1 種優先株 式、300 万株は第 2 種優先株式、300 万株 は第 3 種優先株式とする。 <u>ただし、普通株式につき消却が行われたと き又は優先株式につき消却もしくは普通株 式への転換が行われたときは、これに相当 する株式数を減ずる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(商 号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次 の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。た だし、<u>事故その他やむを得ない事由によっ て電子公告による公告をすることができな い場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1 億 6000 万株とし、このうち、1 億 5300 万株は普 通株式とし、100 万株は第 1 種優先株 式、300 万株は第 2 種優先株式、300 万株 は第 3 種優先株式とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(自己の株式の取得) 第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(1単元の株式の数) 第6条 <u>当社の1単元の株式の数は、全ての種類の株式につきそれぞれ100株とする。</u> (新 設)</p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 <u>当社の単元株式数は、全ての種類の株式につきそれぞれ100株とする。</u> 2. <u>当社は、前条の規定に係らず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p>(単元未満株券の不発行) 第7条 <u>当社は1単元の株式数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(株式取扱規定) 第8条 <u>当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規定による。</u></p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(名義書換代理人) 第9条 <u>当社は株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び届出の受理等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株式取扱規程) 第11条 <u>当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日) 第10条 <u>当社は毎決算期における最終の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2. <u>前項の外、必要があるときは取締役会の決議により予め公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしく</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第12条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主もしくは登録質権者とすることができる。</p>	
<p><b>第 2 章 の 2 優先株式</b></p>	<p><b>第 2 章 の 2 優先株式</b></p>
<p>(第 1 種優先株式)</p>	<p>(第 1 種優先株式)</p>
<p>第10条の2 当会社の発行する第 1 種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p>	<p>第12条の2 当会社の発行する第 1 種優先株式の内容は、次のとおりとする</p>
<p>1. (第 1 種優先配当金)</p>	<p>1. (第 1 種優先配当金)</p>
<p>(1) 当社は、第33条に定める利益配当を行うときは、毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された第 1 種優先株式を有する株主（以下「第 1 種優先株主」という。）又は第 1 種優先株式の登録質権者（以下「第 1 種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第 1 種優先株式 1 株につき年 200 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下「第 1 種優先配当金」という。）を支払う。</p>	<p>(1) 当社は、第39条第 1 項に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第 1 種優先株式を有する株主（以下「第 1 種優先株主」という。）又は第 1 種優先株式の登録株式質権者（以下「第 1 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第 1 種優先株式 1 株につき年 200 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第 1 種優先配当金」という。）を配当する。</p>
<p>(2) ある営業年度において第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第 1 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p>	<p>(2) ある事業年度において第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第 1 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>
<p>(3) 第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録質権者に対しては、第 1 種優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p>	<p>(3) 第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録株式質権者に対しては、第 1 種優先配当金を超えて期末配当を行わない。</p>
<p>2. (第 1 種優先株主に対する中間配当)</p>	<p>2. (第 1 種優先株主に対する中間配当)</p>
<p>当社は、第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録質権者に対し、第34条に定める中間配当を行わない。</p>	<p>当社は、第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録株式質権者に対し、第39条第 2 項に定める中間配当を行わない。</p>
<p>3. (第 1 種優先株主に対する残余財産の分配)</p>	<p>3. (第 1 種優先株主に対する残余財産の分配)</p>
<p>(1) 当社の残余財産を分配するときは、第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第 1 種優先株式 1 株につき 2,000 円を支払う。</p>	<p>(1) 当社の残余財産を分配するときは、第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 1 種優先株式 1 株につき 2,000 円を支払う。</p>
<p>(2) 第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。</p>	<p>(2) 第 1 種優先株主又は第 1 種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。</p>
<p>4. (第 1 種優先株式の買受又は消却)</p>	<p>4. (第 1 種優先株式の買受又は消却)</p>
<p>当社は、いつでも第 1 種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却を行うことができる。</p>	<p>当社は、いつでも第 1 種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき剰余金をもって当該買受価額により消却を行うことができる。</p>
<p>5. (第 1 種優先株主の議決権)</p>	<p>5. (現行どおり)</p>
<p>第 1 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	
<p>6. (第 1 種優先株式の強制償還権)</p>	<p>6. (第 1 種優先株式の取得条項)</p>
<p>当社は、法令に定める場合を除き、第 1 種優先株式の発行日以降いつでもその選択により第 1 種優先株主及び第 1 種優先登録質権者に対して償還日から 1 ヶ月以上の事前通知を行ったうえで、その時点において残存する第</p>	<p>当社は、法令に定める場合を除き、第 1 種優先株式の発行日以降いつでもその選択により第 1 種優先株主及び第 1 種優先登録株式質権者に対して取得日から 1 ヶ月以上の事前通知を行ったうえで、その時点において残存す</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>1種優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。 償還価額は第1種優先株式1株につき発行価額と同額とする。</p> <p>7. (株式の併合又は分割、新株引受権等の付与) (1) 当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。 (2) 当社は、第1種優先株主又は第1種優先登録質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>8. (第1種優先株式の転換予約権) 第1種優先株主は、第1種優先株式の発行に際して、取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で第1種優先株式の当社の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>9. (第1種優先株式の一斉転換) 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1種優先株式は、同期間最終日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、各第1種優先株主の有する第1種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。)のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の普通株式となる。 ただし、当該平均値が(1)第1種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るとき、又は、(2)第1種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るときは、各第1種優先株主の有する第1種優先株式の発行価額相当額を、(1)の場合は当該下限転換価額で、(2)の場合は当該上限転換価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。</p> <p>10. (第1種優先配当金の除斥期間) 第35条の規定は、第1種優先配当金の支払について、これを準用する。</p>	<p>る第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。 取得価額は第1種優先株式1株につき発行価額と同額とする。</p> <p>7. (株式の併合又は分割、新株引受権等の付与) (1) (現行どおり) (2) 当社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>8. (普通株式の交付と引換えに第1種優先株式の取得を請求する権利) (1) 第1種優先株主は、第1種優先株式の発行に際して、取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間(以下「取得請求期間」という。)中、当該決議で定める取得価額等の条件で、当社に対して、普通株式の交付と引換えに第1種優先株式の取得を請求(以下「取得請求」という。)することができる。 (2) 取得請求により交付する普通株式数を算出するにあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整を行わない。</p> <p>9. (第1種優先株式の一斉転換) 当社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第1種優先株式を、同期間最終日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって取得し、これと引換えに、各第1種優先株主の有する第1種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。)のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の普通株式を交付する。 ただし、当該平均値が(1)第1種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るとき、又は、(2)第1種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限取得価額を上回るときは、各第1種優先株主の有する第1種優先株式の発行価額相当額を、(1)の場合は当該下限取得価額で、(2)の場合は当該上限取得価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。</p> <p>10. (第1種優先配当金の除斥期間) 第40条の規定は、第1種優先配当金の支払について、これを準用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第2種優先株式)  第10条の3 当社の発行する第2種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. (第2種優先配当金)  (1) 当社は、第33条に定める利益配当を行うときは、毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された第2種優先株式を有する株主(以下「第2種優先株主」という。)又は第2種優先株式の登録質権者(以下「第2種優先登録質権者」という。)に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき年200円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金(以下「第2種優先配当金」という。)を支払う。  (2) ある営業年度において第2種優先株主又は第2種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。  (3) 第2種優先株主又は第2種優先登録質権者に対しては、第2種優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>2. (第2種優先株主に対する中間配当)  当社は、第2種優先株主又は第2種優先登録質権者に対し、第34条に定める中間配当を行わない。</p> <p>3. (第2種優先株主に対する残余財産の分配)  (1) 当社の残余財産を分配するときは、第2種優先株主又は第2種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。  (2) 第2種優先株主又は第2種優先登録質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>4. (第2種優先株式の買受又は消却)  当社は、いつでも第2種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却を行うことができる。</p> <p>5. (第2種優先株主の議決権)  第2種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>6. (第2種優先株式の強制償還権)  当社は、法令で定める場合を除き、平成21年4月1日以降いつでもその選択により第2種優先株主及び第2種優先登録質権者に対して償還日から1ヵ月以上の事前通知を行ったうえで、その時点において残存する第2種優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。  償還価額は第2種優先株式1株につき発行価額と同額とする。</p>	<p>(第2種優先株式)  第12条の3 当社の発行する第2種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. (第2種優先配当金)  (1) 当社は、第39条第1項に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2種優先株式を有する株主(以下「第2種優先株主」という。)又は第2種優先株式の登録株式質権者(以下「第2種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき年200円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金(以下「第2種優先配当金」という。)を配当する。  (2) ある事業年度において第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。  (3) 第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先配当金を超えて期末配当を行わない。</p> <p>2. (第2種優先株主に対する中間配当)  当社は、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、第39条第2項に定める中間配当を行わない。</p> <p>3. (第2種優先株主に対する残余財産の分配)  (1) 当社の残余財産を分配するときは、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。  (2) 第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>4. (第2種優先株式の買受又は消却)  当社は、いつでも第2種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき剰余金をもって当該買受価額により消却を行うことができる。</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. (第2種優先株式の取得条項)  当社は、法令で定める場合を除き、平成21年4月1日以降いつでもその選択により第2種優先株主及び第2種優先登録株式質権者に対して取得日から1ヵ月以上の事前通知を行ったうえで、その時点において残存する第2種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。  取得価額は第2種優先株式1株につき発行価額と同額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>7. (第2種優先株式の償還請求権)</p> <p>(1) 第2種優先株主は、当会社に対し、平成24年7月1日以降毎年7月に発行価額をもって、第2種優先株式の全部又は一部の償還を請求することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。</p> <p>(2) 当会社は、上記(1)の請求(以下「償還請求」という。)がなされた場合に限り、請求がなされた日の属する営業年度の前営業年度における配当可能利益の75%を限度として、第2種優先株式の償還をするものとする。</p> <p>(3) 上記(2)の限度額を超えて第2種優先株主及び第3種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、第3種優先株式、第2種優先株式とする。</p> <p>8. (株式の併合又は分割、新株引受権等の付与)</p> <p>(1) 当会社は、法令に定める場合を除き、第2種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。</p> <p>(2) 当会社は、第2種優先株主又は第2種優先登録質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>9. (第2種優先株式の転換予約権)</p> <p>第2種優先株主は、第2種優先株式の発行に際して、取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で第2種優先株式の当会社の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>10. (第2種優先株式の一斉転換)</p> <p>転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第2種優先株式は、同期間最終日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、各第2種優先株主の有する第2種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。)のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>ただし、当該平均値が(1)第2種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るとき、又は、(2)第2種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るときは、各第2種優先株主の有する第2種優先株式の発行価額相当額を、(1)の場合は当該下限転換価額で、(2)の場合は当</p>	<p>7. (第2種優先株式の取得請求権)</p> <p>(1) 第2種優先株主は、当会社に対し、平成24年7月1日以降毎年7月に発行価額をもって、第2種優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。一部取得請求の場合は、抽選その他の方法により行う。</p> <p>(2) 当会社は、上記(1)の請求(以下「取得請求」という。)がなされた場合に限り、請求がなされた日の属する事業年度の前事業年度における分配可能額の75%を限度として、第2種優先株式の取得をするものとする。</p> <p>(3) 上記(2)の限度額を超えて第2種優先株主及び第3種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順位は、第3種優先株式、第2種優先株式とする。</p> <p>8. (株式の併合又は分割、新株引受権等の付与)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当会社は、第2種優先株主又は第2種優先登録株式質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>9. (普通株式の交付と引換えに第2種優先株式の取得を請求する権利)</p> <p>(1) 第2種優先株主は、第2種優先株式の発行に際して、取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間(以下「取得請求期間」という。)中、当該決議で定める取得価額等の条件で、当会社に対して、普通株式の交付と引換えに第2種優先株式の取得を請求(以下「取得請求」という。)することができる。</p> <p>(2) 取得請求により交付する普通株式数を算出するにあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整を行わない。</p> <p>10. (第2種優先株式の一斉転換)</p> <p>当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第2種優先株式を、同期間最終日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって取得し、これと引換えに、各第2種優先株主の有する第2種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。)のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>ただし、当該平均値が(1)第2種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るとき、又は、(2)第2種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限取得価額を上回るときは、各第2種優先株主の有する第2種優先株式の発行価額相当額を、(1)の場合は当該下限取得価額で、(2)の場合は当</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>該上限転換価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。</p> <p>11. (第2種優先配当金の除斥期間) 第35条の規定は、第2種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>(第3種優先株式) 第10条の4 当社の発行する第3種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. (第3種優先配当金)</p> <p>(1) 当社は、第33条に定める利益配当を行うときは、毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された第3種優先株式を有する株主(以下「第3種優先株主」という。)又は第3種優先株式の登録質権者(以下「第3種優先登録質権者」という。)に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第3種優先株式1株につき年200円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金(以下「第3種優先配当金」という。)を支払う。</p> <p>(2) ある営業年度において第3種優先株主又は第3種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) 第3種優先株主又は第3種優先登録質権者に対しては、第3種優先配当金を超えて利益配当を行わない。</p> <p>2. (第3種優先株主に対する中間配当) 当社は、第3種優先株主又は第3種優先登録質権者に対し、第34条に定める中間配当を行わない。</p> <p>3. (第3種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>(1) 当社の残余財産を分配するときは、第3種優先株主又は第3種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。</p> <p>(2) 第3種優先株主又は第3種優先登録質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>4. (第3種優先株式の買受又は消却) 当社は、いつでも第3種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却を行うことができる。</p> <p>5. (第3種優先株主の議決権) 第3種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>6. (第3種優先株式の強制償還権) 当社は、法令で定める場合を除き、平成27年4月1日以降いつでもその選択により第3種優先</p>	<p>該上限取得価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。</p> <p>11. (第2種優先配当金の除斥期間) 第40条の規定は、第2種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>(第3種優先株式) 第12条の4 当社の発行する第3種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. (第3種優先配当金)</p> <p>(1) 当社は、第39条第1項に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3種優先株式を有する株主(以下「第3種優先株主」という。)又は第3種優先株式の登録株式質権者(以下「第3種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第3種優先株式1株につき年200円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金(以下「第3種優先配当金」という。)を配当する。</p> <p>(2) ある事業年度において第3種優先株主又は第3種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) 第3種優先株主又は第3種優先登録株式質権者に対しては、第3種優先配当金を超えて期末配当を行わない。</p> <p>2. (第3種優先株主に対する中間配当) 当社は、第3種優先株主又は第3種優先登録株式質権者に対し、第39条第2項に定める中間配当を行わない。</p> <p>3. (第3種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>(1) 当社の残余財産を分配するときは、第3種優先株主又は第3種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。</p> <p>(2) 第3種優先株主又は第3種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>4. (第3種優先株式の買受又は消却) 当社は、いつでも第3種優先株式の全部又は一部を買受け、これを株主に配当すべき剰余金をもって当該買受価額により消却を行うことができる。</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. (第3種優先株式の取得条項) 当社は、法令で定める場合を除き、平成27年4月1日以降いつでもその選択により第3種優先</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>先株主及び第3種優先登録質権者に対して、償還日から1ヵ月以上の事前通知を行ったうえで、その時点において残存する第3種優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は第3種優先株式1株につき発行価額に経過配当金相当額を加算した額とする。経過配当金相当額とは、第3種優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。</p>	<p>先株主及び第3種優先登録株式質権者に対して、取得日から1ヵ月以上の事前通知を行ったうえで、その時点において残存する第3種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。取得価額は第3種優先株式1株につき発行価額に経過配当金相当額を加算した額とする。経過配当金相当額とは、第3種優先配当金の額を取得日の属する営業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。</p>
<p>7. (第3種優先株式の償還請求権)</p> <p>(1) 第3種優先株主は、当会社に対し、平成21年7月1日以降毎年7月に発行価額をもって、第3種優先株式の全部又は一部の償還を請求することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。</p> <p>(2) 当会社は、上記(1)の請求(以下「償還請求」という。)がなされた場合に限り、請求がなされた日の属する営業年度の前営業年度における配当可能利益の75%を限度として、第3種優先株式の償還をするものとする。</p> <p>(3) 上記(2)の限度額を超えて第2種優先株主及び第3種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、第3種優先株式、第2種優先株式とする。</p>	<p>7. (第3種優先株式の取得請求権)</p> <p>(1) 第3種優先株主は、当会社に対し、平成21年7月1日以降毎年7月に発行価額をもって、第3種優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。一部取得請求の場合は、抽選その他の方法により行う。</p> <p>(2) 当会社は、上記(1)の請求(以下「取得請求」という。)がなされた場合に限り、請求がなされた日の属する事業年度の前事業年度における分配可能額の75%を限度として、第3種優先株式の取得をするものとする。</p> <p>(3) 上記(2)の限度額を超えて第2種優先株主及び第3種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順位は、第3種優先株式、第2種優先株式とする。</p>
<p>8. (株式の併合又は分割、新株引受権等の付与)</p> <p>(1) 当会社は、法令に定める場合を除き、第3種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。</p> <p>(2) 当会社は、第3種優先株主又は第3種優先登録質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p>	<p>8. (株式の併合又は分割、新株引受権等の付与)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当会社は、第3種優先株主又は第3種優先登録株式質権者に対しては、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p>
<p>9. (第3種優先株式の転換予約権)</p> <p>第3種優先株主は、第3種優先株式の発行に際して、取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で第3種優先株式の当会社の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>9. (普通株式の交付と引換えに第3種優先株式の取得を請求する権利)</p> <p>(1) 第3種優先株主は、第3種優先株式の発行に際して、取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間(以下「取得請求期間」という。)中、当該決議で定める取得価額等の条件で、当会社に対して、普通株式の交付と引換えに第3種優先株式の取得を請求(以下「取得請求」という。)することができる。</p> <p>(2) 取得請求により交付する普通株式数を算出するにあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整を行わない。</p>
<p>10. (第3種優先株式の一斉転換)</p> <p>転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第3種優先株式は、同期間最終日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、各第3種優先株主の有する第3種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。)のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合には、一斉転換日の直前の取</p>	<p>10. (第3種優先株式の一斉転換)</p> <p>当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第3種優先株式を、同期間最終日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって取得し、これと引換えに、各第3種優先株主の有する第3種優先株式の発行価額相当額を一斉転換日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。)のない日は除き、一斉転換日が取引日でない場合に</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>ただし、当該平均値が(1)第3種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るとき、又は、(2)第3種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るときは、各第3種優先株主の有する第3種優先株式の発行価額相当額を、(1)の場合は当該下限転換価額で、(2)の場合は当該上限転換価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。</p> <p>11. (第3種優先配当金の除斥期間) 第35条の規定は、第3種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>(優先順位) 第10条の5 各種の優先株式の優先配当金及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。</p> <p><b>第3章 株主総会</b></p> <p>(招集時期) 第11条 当会社の定時株主総会は毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者及び議長) 第12条 株主総会は取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p>	<p>は、一斉転換日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出しその小数第2位を切り捨てる。)で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>ただし、当該平均値が(1)第3種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るとき、又は、(2)第3種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限取得価額を上回るときは、各第3種優先株主の有する第3種優先株式の発行価額相当額を、(1)の場合は当該下限取得価額で、(2)の場合は当該上限取得価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。</p> <p>11. (第3種優先配当金の除斥期間) 第40条の規定は、第3種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>(優先順位) 第12条の5 (現行どおり)</p> <p><b>第3章 株主総会</b></p> <p>(招集の時期及び開催地) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. 当会社の株主総会は、神奈川県内又は東京都区内においてこれを開催する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長) 第15条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 <u>株主が代理人をもってその議決権を行使する場合においてはその代理人は当会社の議決権を有する株主であることを要する。</u> (新 設)</p> <p>(種類株主総会) 第14条の2 <u>第11条、第12条、第14条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> (新 設)</p>	<p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 <u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> 2. <u>株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(種類株主総会) 第18条の2 <u>第15条、第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 2. <u>第14条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。</u></p>
<h3>第 4 章 取締役及び取締役会</h3>	<h3>第 4 章 取締役及び取締役会</h3>
<p>(取締役の定員) 第15条 <u>当社は取締役15名以内を置く。</u></p> <p>(取締役の選任) 第16条 (新 設) <u>取締役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u> 2. <u>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</u> (新 設)</p>	<p>(取締役の定員) 第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法) 第20条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の解任方法) 第21条 <u>取締役は、株主総会において解任する。</u> 2. <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(取締役の任期) 第17条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> 2. <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第22条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> 2. (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u> 2. <u>取締役会の決議により、取締役中より取締役会長1名、取締役社長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。</u> 3. <u>取締役社長は本定款並びに株主総会及び取締役会の決議に基づき業務を統轄する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって取締役中より取締役会長1名、取締役社長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</u> 3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(相談役及び顧問) 第19条 当社は取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第20条 取締役会は取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。 (新 設)</p> <p>(取締役会の権限) 第22条 取締役会は法令又は本定款に定める事項の外、当社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第23条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。 (新 設)</p> <p>(取締役の責任免除) 第24条 当社は商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当社は商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(相談役、特別顧問及び顧問) 第24条 <u>取締役会は、その決議によって相談役、特別顧問及び顧問を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。 2. <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の権限) 第27条 取締役会は法令又は本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。 2. <u>前項の規定に係らず、当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p align="center"><b>第 5 章 監査役及び監査役会</b></p>	<p align="center"><b>第 5 章 監査役及び監査役会</b></p>
<p>(監査役の定員) 第25条 当社は監査役5名以内を置く。 2. 当社は監査役が法令に定める数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者を選任することができる。</p> <p>(監査役及び監査役補欠者の選任) 第26条 (新 設)</p>	<p>(監査役の定員) 第30条 (現行どおり) 2. 当社は、<u>監査役が法令に定める数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査役(以下「監査役補欠者」という。)</u>を選任することができる。</p> <p>(監査役及び監査役補欠者の選任方法) 第31条 <u>監査役及び監査役補欠者は、株主総会において選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>監査役及び監査役補欠者の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2. 監査役補欠者選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催のときまでとする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 補欠のため選任された監査役の任期及び監査役補欠者が監査役に就任した際の監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 監査役はその互選をもって常勤監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第30条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p>	<p>2. 監査役及び監査役補欠者の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 監査役補欠者選任決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって、免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれが高い額とする。</p> <p>第6章 会計監査人の責任</p> <p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれが高い額とする。</p> <p>第7章 計 算</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 決 算 )  第32条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし毎営業年度末日に決算を行う。</p> <p>( 利益配当金 )  第33条 利益配当金は毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に支払う。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 中間配当 )  第34条 当社は取締役会の決議により毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条の5の規定により、金銭の分配(以下中間配当という。)をすることができる。</p> <p>( 優先株式の転換と配当金 )  第34条の2 当社の発行する第1種から第3種までの優先株式の転換により発行された当社の普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、転換の請求又は一斉転換の請求又は一斉転換が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなして支払うものとする。</p> <p>( 配当金等の除斥期間 )  第35条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。利益配当金及び中間配当金については利息を付さないものとする。</p>	<p>( 事業年度 )  第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>( 剰余金の配当 )  第39条 当社は株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当をすることができる。</p> <p>2. 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>( 削 除 )</p> <p>( 削 除 )</p> <p>( 配当金等の除斥期間 )  第40条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。期末配当金及び中間配当金については利息を付さないものとする。</p>